

平成 30 年度統計法施行状況審議の進め方について（案）

1 基本的な考え方

基本計画別表に掲げられた事項の取組状況などの評価については、今回は審議の対象が第Ⅲ期基本計画の計画期間初年度の取組であり、各府省の取組も端緒の段階であると思われることから、平成 30 年度内に取り組むこととされている事項を中心に重要事項を絞り込んで審議をする。

2 基本計画への取組状況等に関する具体的な審議の進め方について

(1) 全体の流れ

6 月の企画部会において審議の進め方及び審議事項の選定の考え方を決定、7 月に具体的な審議事項を決定、8 月の部会で審議、9 月末までに審議結果を取りまとめる（別添参照）。

(2) 審議事項の選定の考え方（案）

基本計画別表に掲げられた事項の中から次の 3 点を考慮し選定する。

- ① 実施時期が「平成 30 年度（2018 年度）末までに実施する（結論を得る）。」とされている事項（19 件）
- ② 実施時期が「可能な限り早期に実施する（結論を得る）。」とされている事項（3 件）
- ③ 実施時期が「平成 30 年度（2018 年度）から実施する。」とされているもののうち、検討状況又は進捗状況の詳細を確認する必要がある事項

審議候補事項を提示し、その他の事項も含め委員から意見を収集の上、部会の協議を経て決定する。

審議事項の件数については、スケジュール等を考慮し 4 件程度とする。

(3) 審議方法

審議は、審議事項に関して関係府省から資料の提出を求めた上で、関係府省に対するヒアリング等を通じ、取組状況や今後の見通し等を精査するという方法で実施し、結果を取りまとめる。

(4) 審議部会

企画部会で対応する。

ただし、国民経済計算に関する案件については、専門性を考慮し、国民経済計算体系的整備部会において議論し、その議論を踏まえ対応する。

※ 統計技術の評価に資する事項については、評価分科会で対応することとされている。

平成 30 年度施行状況報告に関する審議スケジュール（想定）

6月 統計委員会

- ・ 総務省から報告
- ・ 企画部会に付託



6月 企画部会

- ・ 審議について審議事項の選定の考え方、審議候補事項及び審議件数見込み、審議の進め方を説明。



7月中旬 企画部会

- ・ 委員意見等を踏まえ選定した審議候補事項を提示
- ・ その場で協議し、審議事項を最終決定



8月下旬 企画部会

- ・ 審議



9月下旬 企画部会

- ・ 審議結果報告書案の提示・決定